

答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事（以下「実施機関」という。）が令和6年6月13日付けで行った公文書部分開示決定のうち、別表2に記載した情報については開示すべきである。

2 審査請求及び審議の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年4月15日付けで、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、実施機関に対し、「「白岡市立大山小学校の廃校後の利用に関する記述のある資料」令和4年4月1日から11月26日までの期間、および令和4年11月27日から令和5年10月26日までの期間、および10月27日以降の期間における記録資料。例えば相談票など。その場合、相談者や相談内容の如何を問わない。」と記載した公文書開示請求書を提出し、該当する公文書の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- (2) これに対し実施機関は、本件開示請求に係る公文書として、次のとおり特定した。
 - ア 令和5年1月4日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対象文書1」という。）
 - イ 令和5年1月20日付 県の情報収集メモ（以下「本件対象文書2」という。）
 - ウ 令和5年3月1日付 学校法人からのメール（以下「本件対象文書3」という。）
 - エ 令和5年3月8日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対象文書4」という。）
 - オ 令和5年5月21日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対象文書5」という。）
 - カ 令和5年10月11日及び12日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対

象文書6」という。)

キ 令和5年11月1日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対象文書7」という。)

ク 令和5年12月12日付 県議会議員からの相談概要（以下「本件対象文書8」という。)

ケ 令和5年12月13日付 市議会議員からの相談概要（以下「本件対象文書9」という。)

コ 令和6年2月15日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対象文書10」という。)

サ 令和6年1月30日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対象文書11」という。)

シ 令和6年3月12日付 学校法人からの相談概要（以下「本件対象文書12」という。)

ス 令和6年4月1日付 新聞社からの取材対応概要（以下「本件対象文書13」という。)

- (3) 実施機関は、令和6年6月13日付けで、別表1のとおり条例第10条第1号、条例第10条第2号及び条例第10条5号柱書きに該当する部分を不開示にする公文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、同年9月10日付けで、埼玉県知事（以下「諮問庁」という。）に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。
- (5) 当審査会は、本件審査請求について、令和7年1月7日に諮問庁から条例第24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、弁明書及び反論書の写しの提出を受けた。
- (6) 当審査会は、同年5月26日付けで審査請求人に対し、条例第26条第4項の規定に基づき、意見書の提出を求め、同年7年6月20日に意見書の提出を受けた。
- (7) 当審査会は、同年6月6日に実施機関の職員から意見聴取を行った。
- (8) 当審査会は、同年9月17日付けで諮問庁に対し、条例第26条第4項の規定に

基づき、書面による調査を行った。

- (9) 当審査会は、同年10月9日に実施機関の職員から意見聴取を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、今後の検討・確認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとして条例第10条第5号を理由に不開示とした部分、公文書5の具体的スケジュール、並びに条例第10条第2号を理由に不開示とした部分を開示するとの裁決を求める。

(2) 審査請求の理由

大山小学校は廃校が決まっており、現役の学校がある場所に開校しようとした学校法人の意図は今後の検討・確認事務の遂行に支障を及ぼすものではない。同様に当初学校法人が希望していた日程での開校は不可能となっていることから、不可能となった希望日程を開示しても支障を及ぼすものではない。現役の学校がある場所に開校しようとした学校法人の考えは保護者、住民が知りたいところであり、「知る権利」を保障する観点からも実施機関の不開示理由は妥当ではない。

また、白岡市が大山小学校を廃校にする条例案を提出する考えを公にした令和5年10月26日の市議会全員協議会より以前に、学校法人が廃校の方針を知って、開校準備をしていること自体が公正な競争とは言えないことから、条例第10条第2号が規定する法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものには該当しない。

(3) 反論書の趣旨

ア 実施機関は令和元年度の時点で白岡市において統廃合を含めた在り方が検討されていたことは周知の事実と主張しているが、完全な虚偽であり、事実に対する明らかな曲解であると言わざるを得ない。当該期間、白岡市及び市議会においては、児童数の減少という課題を認識しながらも、地域の教育を存続させ、活性化を図るた

め、地域団体や大学との連携、小規模特認校制度の導入による学区外からの児童の受入れなど統廃合とは正反対の未来志向の建設的な検討が行われていた。

イ 地域に唯一の小学校に関する重要な公共の利益に関わる事項であり、決定過程について住民の知る権利に応えることは行政の役目である。私人である特定の学校法人の利益より地域住民の知る権利が優先されるべきである。地域の教育に関わる重大な決定の一部について、保護者及び地域住民が知ることを妨げる正当な理由は存在しない。住民自治の原則に照らせば、行政の意思決定過程の透明性こそが最も尊重されるべき価値である。

ウ 実施機関は「当該案件のみの事務遂行に関する支障ではない」と包括的な主張をしているが、これは法的根拠を欠くもので情報公開における不開示事由は極めて限定的に解釈されるべきである。

また、実施機関は時間の経過によって事情の変化が起こった場合においても、変化前に行われた情報交換の内容が開示されると学校法人との信頼関係が損なわれるおそれがあり、当該学校法人だけではなく、他の法人からも機密事項を含む正確な情報が提供されなくなることが容易に想像され、円滑な意見交換が行えなくなる可能性がある」と主張しているが、それが正当な理由とするのであれば、本件に限らず県政の多くの事案について情報開示ができなくなる。情報開示により、一時的に学校法人との関係が緊張したとしても、それは行政の説明責任を果たす上で、不可避の代償である。

エ 前述のとおり、事実を誤認し、住民の知る権利や公共の利益を無視した実施機関の主張は不適切であり、不開示の処分は撤回されるべきである。

4 実施機関の主張の要旨

弁明書、審査会における口頭説明及び書面調査によると、実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 審査請求人の主張に対する意見等について

ア 学校法人にとって、様々な情報を得たり、それをもとに学校法人として何らかの行動を起こすことは他法人との差別化を図る競争力の原点であり、それに関わる情報は学校法人の重要な機密事項となる。

また、大山小学校に関しては、少なくとも令和元年度の時点で、白岡市及び市議会において統廃合を含めた在り方が検討されていたことは周知の事実である。

当該学校法人がこれらの状況を踏まえて実施機関と情報交換を行うことは、法人の事業活動として不適切なものではなく、学校法人間の「公正な競争」を阻害するものではない。

逆に、こうした情報交換の内容を開示することは、法人の事業計画や経営戦略、営業秘密が明らかにされることになり、特定の学校法人の重要な機密事項を開示することとなるため、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、条例第10条第2号に該当し不開示としたものである。

イ 審査請求人は、不開示とした情報を開示したとしても、「当該案件」の今後の検討・確認事務の遂行に支障は及ぼさないと主張していると思慮するが、実施機関として懸念しているのは、当該案件のみの事務遂行に関する支障ではないことを強く主張したい。条例では、個人、法人等の権利利益や、公共の利益等も適切に保護すべき必要があることから、開示しないことに合理的な理由がある情報について不開示情報として定めている。

学校法人が実施機関と情報交換を行うことは、学校法人の事業活動にとっても、また、本県の私学振興にとっても必要なことであり、その際には双方が正確な判断等を行うために、学校法人の重要な機密事項を含むやりとりが行われることも少なくない。

時間の経過によって一定の事情の変化が起こった際に、変化前に行われた情報交換の内容が審査請求人の主張どおりに開示されることになれば、県内の学校法人との信頼関係が損なわれるおそれがある。そうなれば、現在進行中の相談案件を含め、今後、当該学校法人だけでなく他の学校法人からも、実施機関に対して機密事項を

含む正確な情報提供がなされなくなることが容易に想像され、円滑な意見交換が行えなくなる可能性が生じる。

実施機関としては事実に基づいた正確な判断や適切な助言が行えなくなり、今後の私立学校振興を目的とした実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから条例第10条第5号に該当し不開示としたものである。

ウ 以上のとおり本件処分は適正に行われたものであることから、審査請求人の主張を否認する。

5 審査会の判断

(1) 審査請求人が開示を求める範囲について

審査請求人は審査請求書の「審査請求の理由」において、条例第10条第5号を理由に不開示とされている部分のうち、本件対象文書5、本件対象文書6、本件対象文書7、本件対象文書11、本件対象文書12の特定の部分に対する不服の理由を記載している。そのため、当審査会において、審査請求人の求める開示の範囲が「審査請求の理由」に記載された特定の部分に限られるのか、条例第10条第5号を理由に不開示としている部分の全てなのか疑義が生じたため、審査請求人に対し文書により意見を求めたところ、不開示としている部分の全てと回答があった。また、実施機関に対しても同様の確認をしたところ、全てが対象との認識であった。

よって、当審査会では条例第10条第2号及び第5号を理由に不開示とされている全ての部分について妥当性を検討する。

(2) 本件対象文書の不開示部分について

当審査会が本件対象文書の全てをインカメラ審理により見分したところ、条例第10条第2号を理由に不開示とされているのは、本件対象文書1のうち学校法人名及び学校法人が運営する学校の設立経緯、本件対象文書2のうち学校法人名、本件対象文書3及び10のうち、学校法人のメールアドレス、学校法人名及び学校法人が運営する学校名、本件対象文書4から7まで、11及び12のうち学校法人名、本件対象文書13のうち学校法人名、学校法人の役員に関する情報及び内部情報が

記載された部分である。

また、条例第10条第5号を理由に不開示とされている部分は本件対象文書の全てにわたる。内容も多岐にわたることから便宜上以下に分類する。

- ① 学校法人の相談事由及び実施機関の手続
- ② 当該学校法人の事業計画の内容、法人の運営方針、財務状況等
- ③ 実施機関の学校法人に対する確認事項、想定質問、対応方針
- ④ 関係者の職氏名及び発言内容、並びに当該関係者から収集した情報
- ⑤ 埼玉県議会議員の発言及び実施機関の回答
- ⑥ 白岡市議会議員の発言及び実施機関の回答
- ⑦ 実施機関職員が収集した情報及び所見等

(3) 条例第10条第2号の該当性について

条例第10条第2号本文は「法人その他の団体（・・・略・・・）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定している。

上記5（2）のとおり、実施機関は条例第10条第2号を理由に相談相手の学校法人名及び学校法人名が特定できる情報を不開示にしている。そのため、学校法人名を明らかにした場合に当該学校法人の正当な利益を害するおそれがあるか否かについて検討する。

実施機関は本件処分の別紙2「その理由」に、他の情報と合わせこの部分を開示することにより特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であり、第10条第2号に該当すると記載している。また、弁明書及び口頭説明においては学校法人の相談内容を開示した場合、法人の事業計画や経営戦略、営業秘密が明らかにされることとなり、当該学校法人の重要な機密事項を明示することになるため、当該学校法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張している。

本件対象文書は、「大山小学校の廃校後の利用に関する記述のある資料」という

公文書開示請求に対して特定されたもので、「大山小学校と住所が重複」、「（白岡市立大山小学校）はまだ現役の学校である。」など大山小学校に関する記載については部分的に開示されているが、学校法人の事業計画の具体的な内容のほとんどは条例第10条第5号柱書きを理由に不開示にされている。その中で本件対象文書13の開示されている情報からは、大山小学校の廃校後の利用に関連して、看護師等養成所運営補助金の実績、高等学校が補助金の対象になるか等の問合せがあったことが確認できる。このことから、学校法人名を開示した場合に当該学校法人が大山小学校の廃校後に看護師の養成に関係する何らかの学校を計画していたことが推測される。

また、大山小学校は令和7年3月31日をもって廃校することが決定していることから、当該学校法人の事業計画が大山小学校の廃校に関する意思決定に影響を及ぼすことはないと考えられるが、このことと当該学校法人の事業計画の在り方は独立した問題である。そうすると、当該学校法人の当該事業計画が継続している可能性があることは否定できない。

以上のことから、学校法人名が特定できる記載を開示した場合、特定の学校法人の公表していない、かつ継続中の可能性のある事業計画の内容が推測されるおそれが認められるため、当該学校法人の正当な利益を害するという実施機関の主張は肯定できる。

よって、条例第10条第2号を理由に不開示とした部分について実施機関の判断は妥当である。

（４） 条例第10条第5号柱書きの該当性について

ア 条例第10条第5号柱書きの適用が当該案件の事務又は事業に限定されるのかについて

条例第10条第5号は「県、国若しくは他の地方公共団体（・・・略・・・）の機関、独立行政法人等又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報として規

定している。

審査請求人は大山小学校は廃校が決まっているため、学校法人の意図は今後の検討・確認事務の遂行に支障を及ぼさないと主張したのに対し、実施機関は懸念しているのは本案件のみに関する支障ではないと弁明した。それに対して審査請求人は実施機関の包括的な主張は法的根拠を欠くもので情報公開における不開示事由は極めて限定的に解釈されるべきであると反論している。

このことについて、従来から条例第10条第5号は同種のもので反復されるような性質の事務又は事業であって、ある個別の事務又は事業に関する情報を開示すると、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合にも適用できると解されていることから、大山小学校の廃校後の利用に関する案件に限らず、将来の同種の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある場合も不開示理由になり得るものである。

イ 公益的な開示の必要性等の利益衡量について

次に審査請求人は、地域に唯一の小学校の統廃合は重要な公共の利益に関わる事項であり、決定過程について住民の知る権利に応えることは行政の役目であって、私人である特定の学校法人の利益より地域住民の知る権利が優先されるべきであると主張した。実施機関は学校法人との情報交換には機密事項が含まれ、時間の経過によって事情の変化が起こった場合においても、変化前に行われた情報交換の内容が開示されると学校法人との信頼関係が損なわれるおそれがあり、そうなれば、学校法人からの機密事項を含む正確な情報が提供されなくなって、事実に基づいた正確な判断や助言が行えなくなり私立学校振興を目的とする今後の実施機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると弁明した。それに対して審査請求人は、一時的に学校法人との関係が緊張したとしても、それは行政の説明責任を果たす上で、不可避の代償であると反論している。

条例第10条第5号の規定は、事務又は事業がその根拠となる規定・趣旨に照らし、公益的な開示の必要性等の種々の利益を衡量した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められると解されている。そのため、「適正な遂行」である

かどうかは、開示による不利益と開示のもたらす利益を比較衡量して判断するものである。また、本号は実施機関に広範な裁量を与えるものではなく、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるとされている。

当審査会ではこれらの考え方に基づいて、条例第10条第5号柱書き該当性について検討する。

ウ 実施機関の主張の妥当性について

(ア) 実施機関の主張の総論について

当審査会で確認した限りでは、当該学校法人の本開示請求に係る事業の情報が公にされている事実は認められない。そこで、上記5(3)で検討したとおり、当該学校法人の事業計画は継続している可能性があることも否定できないことから、事業計画の具体的な内容に関する情報が開示された場合、内部情報が明らかになるため、当該学校法人の正当な利益を害するおそれがあることが認められる。そうすると、実施機関に相談する法人が内部情報を公にされることを忌避し機密事項を含む正確な情報を提供しなくなり、私立学校振興を目的とする今後の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすという実施機関の主張は一概に否定できるものではない。

ただ、本件処分においては条例第10条第5号を理由に広範に不開示情報を特定していることから、当審査会では上記5(2)の①から⑦までの分類ごとに個別に実施機関の判断が妥当であったかを検討する。

(イ) 学校法人の相談事由及び実施機関の手続

当該情報は本件対象文書1から6まで及び8から12までの各文書に記載が確認できる。本件対象文書は大山小学校の廃校後の利用に関する記述のある資料として特定されており、また、開示されている部分から実施機関の高校担当が相談窓口になっていることがわかる。文書の特定及び開示されている情報から、当該学校法人の相談事由は、大山小学校の廃校後に、私立学校を新規に開設する又は既存の学校を移転すること等であることは明らかである。本件処分

において学校法人名を特定できる記載を不開示にしていることも考慮すると、相談事由を開示したところで当該学校法人に不利益が生ずるとは認められず、私学振興を目的とする実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものではないと判断できる。加えて、学校法人の相談事由を開示する場合には、それに対する実施機関の手続の情報も併せて開示すべきである。

(ウ) 当該学校法人の事業計画の内容、法人の運営方針、財務状況等

当該情報は本件対象文書1から7まで及び10から12までの各文書に記載が確認できる。事業計画の具体的な内容、新規事業を計画する法人の具体的な運営方針及び財務状況に関する情報は内部情報と認められるが、内部情報であっても本件対象文書が大山小学校の廃校後の利用に関する記述のある資料として特定されていること及び既に開示されている情報から不開示情報として保護する利益が低い情報は開示すべきである。

一方、本件対象文書を時系列で見えていくと当該学校法人の事業計画の内容にも変更が生じていることが確認できる。特に本件対象文書11及び12はこれらの変更に関わる内容が記載されているため、事業計画の中でも継続中のものである可能性が高いと考えられる。そのため、本件対象文書11及び12については他の本件対象文書よりも不開示情報として保護する利益が高いと認められる。

(エ) 実施機関の学校法人に対する確認事項、想定質問、対応方針

当該情報は本件対象文書1、3から7まで及び10から12までの各文書に記載が確認できる。実施機関の確認事項を見分すると、当該学校法人の相談に限らず、業務において一般的に確認する内容及び手続と当該学校法人の相談内容特有のものが認められる。前者については開示しても当該学校法人の具体的な内部情報が明らかになるわけではないため開示すべきである。一方、後者を開示した場合は当該学校法人の内部情報が公になることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものに該当するとした判断は妥当である。

また、想定質問及び対応方針については実施機関が当該学校法人に確認及び説明すべき事項、実施機関内部の本案件に関する方針が内部情報を含めて記載されていることから不開示とした実施機関の判断は妥当である。

しかしながら、内部情報であっても本件対象文書が大山小学校の廃校後の利用に関する記述のある資料として特定されていること及び既に開示されている情報から不開示情報として保護する利益が低い情報は開示すべきである。

加えて、見出し部分については具体的な事業計画の内容が推測される部分を除いて開示すべきである。

(オ) 関係者の職氏名及び発言内容、並びに当該関係者から収集した情報

当該情報は本件対象文書1から4まで及び7の各文書に記載が確認できる。実施機関からは口頭説明において、当該関係者が相談に来ている背景が不明であり、実施機関の判断で開示することに疑義があり不開示としたとの説明があった。しかしながら、当審査会で本件対象文書を見分する限り当該関係者が本案件に業務として関わっていることは明らかである。また、当審査会が実施機関に確認したところ、同種の関係者との情報交換は他の事例でもあり得るとの説明があり、当該関係者は情報交換の相手として特別な相手ではなく特段不開示とする理由が認められない。その他、実施機関から当該関係者を不開示とすべき特段の主張はなかった。よって、当該関係者の職氏名は実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものとは認められないため、開示すべきである。併せて、当該関係者の対応をした県職員の職氏名も開示すべきである。

一方、当該関係者の発言内容には当該学校法人の内部情報が含まれている。加えて、実施機関が当該関係者から収集した情報の記載は伝聞により聞き取ったものとして記載されている部分もあり、必ずしも当該関係者の発言の趣旨が正確に記載されたものとは言い切れない。そうすると、事実とは異なる情報が伝わった場合に、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすことは否定できないため、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

なお、本件対象文書3に当該学校法人職員の職氏名が記載されている部分を

条例第10条第5号に該当するとして不開示にしているが、これらは個人情報に該当するため条例第10条第1号を根拠に判断すべきものである。

(カ) 埼玉県議会議員の発言及び実施機関の回答

本件情報は本件対象文書8に記載が確認できる。本件対象文書についても大山小学校の廃校後の利用に関する記述のある資料として特定されていること及び既に開示されている情報から不開示情報として保護する利益が低い情報は開示すべきである。その他、実施機関と当該県議会議員の間の機微に触れるようなやりとりについては、開示した場合に実施機関と県議会議員との情報共有が円滑に行われなくなるおそれが認められるため、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものに該当するとした判断は妥当である。

(キ) 白岡市議会議員の発言及び実施機関の回答

本件情報は本件対象文書9に記載が確認できる。「回答・処置等内容」の不開示部分について、当該市議会議員が把握している内部的な情報の記載を不開示としたことは妥当であるが、公にされている事実に関する記載、又は実施機関の手続を述べているにすぎない部分は開示すべきである。

(ク) 実施機関職員が収集した情報及び所見等

本件情報は文書1、3、5から7まで及び13の文書で記載が確認できる。当審査会で内容を見分したところ、実施機関職員が本案件に関連して収集した情報、当該学校法人に対する評価、事業に関する個人的な見解等が確認できる。

これらの情報は実施機関内の情報共有に必要な情報として記載されていると考えられるが、この部分を開示すると実施機関の職員が率直な意見を記録に残すことができなくなり、情報共有に支障が生じると認められることから、実施機関の事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすものに該当するとした実施機関の判断は妥当である。

(6) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(7) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

佐藤 信行、柴田 守、南木 ゆう

審議の経過

年 月 日	内 容
令和7年 1月 7日	諮問（諮問第384号）を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和7年 5月 8日	審議（第一部会第179回審査会）
令和7年 5月26日	審査請求人に対し、書面にて意見書の提出の求めを実施
令和7年 6月 6日	実施機関から意見聴取及び審議（第一部会第180回審査会）
令和7年 7月11日	審議（第一部会第181回審査会）
令和7年 8月 1日	審議（第一部会第182回審査会）
令和7年 9月 8日	審議（第一部会第183回審査会）
令和7年 9月17日	実施機関に対し、書面による調査を実施
令和7年10月 9日	実施機関から意見聴取及び審議（第一部会第184回審査会）
令和7年11月 6日	審議（第一部会第185回審査会）
令和7年12月 4日	審議（第一部会第186回審査会）
令和8年 1月16日	答申

別表 1

※「理由」欄には以下の該当する不開示理由の記号を入力

- ア 条例第10条第1号該当部分 個人に関する情報
- イ 条例第10条第2号該当部分 相談者が特定される情報であり、他の情報と合わせこの部分を開示することにより特定の法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報
- ウ 条例第10条第5号柱書き該当部分 県が収集した情報であり、この部分を開示することにより今後の検討・確認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- エ 条例第10条第5号柱書き該当部分 相談内容に係る情報であり、この部分を開示することにより今後の検討・確認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- オ 条例第10条第5号柱書き該当部分 照会者が収集した情報であり、この部分を開示することにより今後の検討・確認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- カ 条例第10条第5号柱書き該当部分 照会者の質問と合わせると学校法人の事前の相談内容が推測できる情報であり、この部分を開示することにより今後の検討・確認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- キ 条例第10条第5号柱書き該当部分 県内部のネットワークのURLに係る情報でこの部分を開示することにより、今後の検討・確認事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報
- ク 条例第10条第5号該当部分 県の個別具体的な検討内容で公にすることによって今後の県の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報

文書	開示しない情報	理由
1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 32ページ目の「3内容」の(1)イ ・ 32ページ目の「(経歴)」と(2)の間 	ア

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の 1 行目の 5 文字目から 8 文字目 ・ 「2 概要」の (1) の 2 行目 ・ 3 2 ページ目の (2) ・ 3 4 ページ目の「3 確認内容」以下の 1 行目 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目 1 行目の 1 2 文字目から 2 3 文字目 ・ 1 ページ目の「1 対応方針」の 1 行目及び 3 行目 ・ 1 ページ目の「2 概要」(2) の 1 行目及び 2 行目、(3) アの 2 行目、(3) ウ ・ 3 2 ページ目の「3 内容」の (1) ア ・ 3 3 ページ目の「3 内容」の (3) の見出し部分及び下 2 行、付箋部分 ・ 3 4 ページ目の「3 確認内容」以下の 3 行目 	ウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「3 ヒアリングの主な確認内容」以下の各項目 ・ 1 ページ目の「3 ヒアリングの主な確認内容」の (6) の右側の付箋部分及び (9) の右側の付箋部分 ・ 3 ページ目の付箋部分 ・ 2 7 ページ目の付箋部分のうち 2 行目 ・ 3 1 ページ目の付箋部分 ・ 3 4 ページ目の「3 確認内容」以下の 2 行目、5 行目から 10 行目 	エ
2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 1 文字目から 4 文字目 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 行目の 6 文字目から 1 4 文字目 ・ 「2 相手方」と「3 情報」の間の行 ・ 「3 情報」の右側の「()」でくくられた部分 ・ 「3 情報」以下の 1 行目から 3 行目、5 行目から 1 3 行目 	ウ
3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「高等学校担当鈴木様」と「お世話になっております。」の間の行のうち 1 0 文字目から 1 1 文字目 	ア

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の下から 4 行目 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「差出人」の右側 ・ 1 ページ目の「添付ファイル」の右側のうち 2 文字目から 5 文字目 ・ 1 ページ目の「高等学校担当鈴木様」と「お世話になっております。」の間の行のうち 1 文字目から 8 文字目 ・ 1 ページ目の下から 2 行目、3 行目、5 行目、6 行目 ・ 1 ページ目の付箋部分のうち 1 行目の 5 文字目から 8 文字目 ・ 2 ページ目の 1 行目 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「件名」の右側 ・ 1 ページ目の「添付ファイル」の右側のうち 7 文字目から 10 文字目 ・ 1 ページ目の「についての事前説明の」の左側 ・ 1 ページ目の付箋部分のうち 1 行目の 11 文字目から 12 文字目 ・ 1 ページ目の「3月8日（水）10時に」と「の4名でお伺いいたしますので、よろしくお願い申し上げます。」の間 4 行 	ウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の「1 姿勢」、「2 前提」、「3 県の方針」、「4 学事課からの確認事項」の各見出し以下 ・ 2 ページ目の付箋部分 2 枚 ・ 3 ページ目の「5 想定質問」の見出し以下 	エ
4	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「2 来課した人」の（1）の 1 行目のうち 8 文字目から 9 文字目、14 文字目から 15 文字目、21 文字目から 22 文字目 ・ 1 ページ目の「4 ヒアリング内容」の（1）とアの間の行 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の 1 行目の 5 文字目から 8 文字目 ・ 1 ページ目の「2 来課した人」の（1）の右側の 4 文字目か 	イ

	<p>ら7文字目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)の質問・対応者のうち上から2つ目及び5つ目の発言者 ・3ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)の質問・対応者のうち上から2つ目、4つ目、9つ目及び10つ目の発言者 ・4ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)の質問・対応者のうち上から1つ目及び3つ目の発言者 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・1ページ目の1行目の10文字から13文字目 ・1ページ目の「2来課した人」の(2)の右側及びその下の行 ・1ページ目の「3相談概要」の(1)から(4) ・1ページ目の「4ヒアリング内容」の(1)の「学校法人から」の右側、(1)ア及びイの見出し及び見出し以下 ・2ページ目の「4ヒアリング内容」の(1)イからオの見出し及び見出し以下 ・3ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)の質問・対応者のうち上から6つ目の発言者 ・3ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)以下の質疑応答内容のうち14行目、15行目 	ウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・2ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)以下の質疑応答内容 ・3ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)以下の質疑応答内容のうち1行目から13行目、16行目から33行目 ・4ページ目の「4ヒアリング内容」の(2)以下の質疑応答内容 ・4ページ目の「4ヒアリング内容」の(3)以下の2行目から7行目 	エ

5	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「令和 5 年 5 月 2 1 日（月）」と「対応者：長谷川」の間の行のうち 5 文字目から 1 3 文字目 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の決裁欄の右側の 1 行目のうち 5 文字目から 8 文字目 ・ 1 ページ目の「に関する相談（TEL）」の前のうち、2 文字目から 5 文字目 ・ 1 ページ目の「令和 5 年 5 月 2 1 日（月）」と「対応者：長谷川」の間の行のうち 1 文字目から 4 文字目 ・ 1 ページ目の「<>」でくくられた部分のうち 1 つ目、3 つ目及び 5 つ目 ・ 1 ページ目の「<今後の対応案>」の次の行 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の決裁欄の右側の 1 行目のうち 1 1 文字目から 1 4 文字目 ・ 1 ページ目の「に関する相談（TEL）」の前のうち、7 文字目から 1 0 文字目 	ウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「対応者：長谷川」以下の内容のうち 2 行目から 7 行目、9 行目から 1 3 行目、1 5 行目から 1 7 行目、1 9 行目、2 4 行目 ・ 1 ページ目の「<今後の対応案>」以下の付箋部分 3 枚 ・ 2 ページ目の付箋部分 5 枚 	エ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「3 相手方」の右側の 9 文字目から 1 0 文字目 ・ 1 ページ目の「<①について>」以下の 3 行目 ・ 2 ページ目の「<①について>」以下の 1 6 行目 	ア
6	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の表題部分の「とのやりとりについて」の左側 4 文字 ・ 1 ページ目の「3 相手方」の右側の 5 文字目から 8 文字目 ・ 1 ページ目の「<①について>」以下の 1 行目、1 0 行目、 	イ

	<p>16行目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の「<①について>」以下の10行目 ・ 2 ページ目の「<②について>」以下の1行目、5行目 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の「<①について>」以下の3行目、12行目 ・ 2 ページ目の「<②について>」以下の6行目、7行目 	ウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「<①について>」以下の2行目、5行目から9行目 ・ 2 ページ目の「<①について>」以下の4行目から9行目、13行目、14行目、18行目 ・ 3 ページ目の付箋部分2枚 	エ
7	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「3相手方」の右側のうち1行目の9文字目から12文字目、17文字目から18文字目、22文字目から23文字目、2行目の1文字目から3文字目 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の決裁欄2段目の右側の表題のうち1文字目から4文字目 ・ 1 ページ目の「3相手方」の右側のうち1行目のうち5文字目から8文字目 ・ 1 ページ目の「5概要」以下の1行目のうち17文字目から20文字目 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「4対応者」の下の行の注釈部分 ・ 5 ページ目の付箋部分のうち2枚目 	ウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「5概要」以下の1行目及び16行目のうち「【】」でくくられた部分 ・ 1 ページ目の「5概要」以下の1行目のうち22文字目から31文字目、2行目から15行目、17行目から19行目、11行目に矢印で挿入した5文字 ・ 2 ページ目の「5概要」以下の1行目から28行目 	エ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の付箋部分」 2 枚 ・ 3 ページ目の「5 概要」以下の 7 行目及び 20 行目のうち「【】」でくくられた部分 ・ 3 ページ目の「5 概要」以下の 1 行目から 6 行目、8 行目から 19 行目、21 行目から 29 行目 ・ 3 ページ目の付箋部分 ・ 4 ページ目の「5 概要」以下の 6 行目及び 19 行目のうち「【】」でくくられた部分 ・ 4 ページ目の「5 概要」以下の 1 行目から 5 行目、7 行目から 18 行目、20 行目から 30 行目 ・ 4 ページ目の付箋部分 ・ 5 ページ目の「今後の対応方針（案）」以下の 1 行目から 6 行目 ・ 5 ページ目の付箋部分のうち 1 枚目 	
8	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「照会等の概要」の 1 行目、2 行目 ・ 1 ページ目の「回答・処置等内容」の 2 行目から 4 行目、14 行目、16 行目 ・ 2 ページ目の「回答・処置等内容」の 1 行目から 4 行目、9 行目から 11 行目、15 行目、19 行目、20 行目 	オ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「回答・処置等内容」の 6 行目から 12 行目、15 行目、17 行目、18 行目 ・ 2 ページ目の「回答・処置等内容」の 5 行目から 7 行目、12 行目から 14 行目、16 行目から 18 行目 	カ
9	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「照会等の件名」の右側 ・ 「照会等の概要」の右側の 1 行目 ・ 「回答・処置等内容」の 2 行目から 4 行目 	オ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「回答・処置等内容」の 5 行目、7 行目、8 行目 	カ

10	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「3相手方」のうち9文字目から10文字目 ・ 2 ページ目の「添付：」と「お世話になっております。」の間の行のうち9文字目から10文字目 ・ 2 ページ目の「高等学校担当澁澤様」と「お世話になっております。」の間の行のうち10文字目、11文字目 ・ 2 ページ目の下から4行目 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の上側の決裁欄の右側の1行目 ・ 1 ページ目の「1日時 令和6年2月15日（木）16時頃」の上の行のうち1文字目から4文字目 ・ 1 ページ目の「3相手方」のうち5文字目から8文字目 ・ 1 ページ目の「5概要」以下の3行目 ・ 2 ページ目の表題の1行目のうち13文字目から16文字目 ・ 2 ページ目の「宛先：」の右側 ・ 2 ページ目の「添付：」と「お世話になっております」の間の行のうち5文字目から8文字目 ・ 2 ページ目の「At Fri, 15 Dec 2023 14:10:58 +0900」と「埼玉県総務部学事課」の間の行 ・ 2 ページ目の「高等学校担当澁澤様」と「お世話になっております。」の間の行のうち5文字目から8文字目 ・ 2 ページ目の下から2行目、3行目、5行目、6行目 ・ 3 ページ目の1行目から7行目のうち「【】」でくくられた部分 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の上側の決裁欄の右側の2行目 ・ 1 ページ目の「1日時 令和6年2月15日（木）16時頃」の上の行のうち12文字目から17文字目 	ウ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「5概要」以下の1行目、4行目から17行目 ・ 2 ページ目の表題の1行目のうち18文字目から21文字目 	エ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目のうち「埼玉県学事課高等学校担当の濹澤です。」以下の 4 行 ・ 2 ページ目の「先日、当課の専修各種高等学校担当へ来課相談された際、」と「お話があったと、伝え聞いております。」の間の行 ・ 2 ページ目の「お話があったと、伝え聞いております。」と「よろしく願いたします。」の間の 2 行 ・ 2 ページ目の「ありがとうございました。」と「以上、ご査収ご確認のほど願いたします。」の間の 5 行 ・ 3 ページ目の 1 行目から 7 行目のうち「【】」でくくられた部分の右側 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目及び 3 ページ目の最下段の行 	キ
1 1	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「相手方：学校法人」と「対応者：学事課専修各種学校担当関根」の間 2 行の 1 行目 1 文字目から 2 文字目、1 2 文字目から 1 3 文字目、2 行目の 4 文字目から 5 文字目、1 2 文字目から 1 3 文字目、「2 変更の経緯」の 4 行目 5 文字目から 6 文字目 ・ 5 ページ目の名刺 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の 2 行目 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の 1 行目「件名」の行、「対応者：学事課専修各種学校担当関根」と＜概要＞の間の行、「＜概要＞」の 1 行目から 3 行目 ・ 1 ページ目の見出し番号 1 の見出しの 4 文字目から 1 3 文字目、1 行目から 2 行目 4 文字目、1 5 文字目から 3 4 文字目 ・ 1 ページ目の「2 変更の経緯」の 1 行目 9 文字目から 2 0 文字目、3 行目、4 行目 1 1 文字目から 3 5 文字目、5 行目から 1 5 行目、1 6 行目から 1 8 行目 	ウ

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 ページ目の見出し番号 3 の見出し、1 行目から 8 行目 ・ 2 ページ目の「4 確認事項」1 行目、2 行目から 3 行目、4 行目、6 行目、7 行目、8 行目から 13 行目、14 行目から 15 行目、16 行目、18 行目、19 行目 ・ 3 ページ目の 1 行目から 3 行目、5 行目から 12 行目、16 行目から 29 行目 ・ 4 ページ目 3 行目から 5 行目、7 行目から 8 行目 	
1 2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「相手方：学校法人」と「対応者：学事課専修各種学校担当関根」の間の行の 4 文字目から 6 文字目、12 文字目から 14 文字目、「1 報告内容」の上の行の 8 文字目から 15 文字目 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の 2 行目 	イ
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の 1 行目の「件名」の右側、「1 報告内容」の 1 行目から 3 行目 ・ 1 ページ目の「2 質疑応答」の 1 行目から 4 行目、6 行目から 12 行目、14 行目から 19 行目 ・ 1 ページ目の「3 今後の対応」の 1 行目から 2 行目 ・ 2 ページ目 	ウ
1 3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 記者名 	ア
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 ページ目の「1 特記事項」より後 1 行 27 文字目から 30 文字目記載の法人名、6 ページから 9 ページの法人ホームページの写し ・ 1 ページ目の「1 特記事項」より後 1 行 1 文字目から 22 文字目及び 33 文字目から 2 行 8 文字目、2 行 12 文字目から 34 文字目、3 行目 ・ 3 ページ目の 6 行目から 8 行目、10 行 27 文字目から 11 行目、13 行目、23 行目、28 行目 	イ

	・ 3 ページ目の 1 4 行目から 1 5 行目	ク
--	---------------------------	---

別表 2

条例第 1 0 条第 5 号該当部分

文書	開示すべき情報（下線部分）	分類
1	・ 1 ページ目 1 行目の 1 2 文字目から 2 3 文字目のうち、 <u>2 1 文字目から 2 3 文字目</u>	①
	・ <u>1 ページ目の「1 対応方針」の 1 行目及び 3 行目</u>	①
	・ 1 ページ目の「2 概要」(2) の 1 行目及び 2 行目、(3) アの 2 行目、(3) ウのうち、 <u>(2) の 1 行目、(3) ウの見出し</u>	①
	・ <u>3 2 ページ目の「3 内容」の (1) ア</u>	①
1	・ 1 ページ目の「3 ヒアリングの主な確認内容」以下の項目のうち、 <u>(1) の 3 文字目から 2 0 文字目、(2) から (5)、(6) の 5 文字目から 1 4 文字目、(7)、(8)、(1 0)</u>	③
	・ <u>3 4 ページ目の「3 確認内容」以下の 2 行目</u>	①
2	・ 1 行目の 6 文字目から 1 4 文字目のうち、 <u>1 1 文字目から 1 4 文字目</u>	①
	・ <u>「2 相手方」と「3 情報」の間の行</u>	④
	・ <u>「3 情報」の右側の「()」でくくられた部分</u>	④
3	・ 1 ページ目の「件名」の右側のうち、 <u>【鈴木様宛】から 3 及び 4 文字目</u>	①
	・ 1 ページ目の「添付ファイル」の右側のうち 7 文字目から 1 0 文字目のうち、 <u>9 及び 1 0 文字目</u>	①
	・ <u>1 ページ目の付箋部分のうち 1 行目の 1 1 及び 1 2 文字目</u>	①
	・ <u>1 ページ目の「3 月 8 日 (水) 1 0 時に」と「の 4 名でお伺いいたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。」の間の 4 行 (※ 1 号該当部分を除く)</u>	④

	<p>※1号該当部分（不開示部分）</p> <p>1行目の4文字目から10文字目、2行目の5文字目から7文字目、 3行目の1文字目から4文字目及び8文字目から11文字目</p>	
	<p>・2ページ目の「1姿勢」、「2前提」、「3県の方針」、「4学事課からの確認事項」の各見出し以下のうち、<u>「1姿勢」の下 の1から3行目、「2前提」の下の1及び2行目、「4学事課か らの確認事項」の下の1、3及び4行目</u></p>	③
4	<p>・<u>1ページ目の1行目の10文字目から13文字目</u></p> <p>・<u>1ページ目の「2来課した人」の（2）の右側及びその下の行</u></p> <p>・1ページ目の「3相談概要」の（1）から（4）のうち、<u>（1） の10文字目から18文字目、（4）</u></p> <p>・1ページ目の「4ヒアリング内容」の（1）の「学校法人から」 の右側、（1）ア及びイの見出し及び見出し以下のうち、 <u>（1）「学校法人から」の右側</u></p> <p><u>アの見出し及び見出しの下の4点目（行目）、イの見出し</u></p> <p>・2ページ目の「4ヒアリング内容」の（1）ウからオの見出し 及び見出し以下のうち、<u>ウの見出し、エの見出しの3文字目及び 4文字目、オの見出し</u></p> <p>・<u>3ページ目の「4ヒアリング内容」の（2）の質問・対応者の うち上から6つ目の発言者</u></p>	① ④ ② ① ②③ ③ ④
5	<p>・1ページ目の決裁欄の右側の1行目のうち11文字目から14 文字目のうち、<u>13及び14文字目</u></p> <p>・1ページ目の「に関する相談（TEL）」の前のうち7文字目 から10文字目のうち、<u>9及び10文字目</u></p>	① ①
	<p>・1ページ目の「対応者：長谷川」以下の内容のうち2行目から 7行目、9行目から13行目、15行目から17行目、19行目、 24行目のうち、<u>13行目、19行目</u></p>	③

6	<ul style="list-style-type: none"> ・1 ページ目の「<①について>」以下の2行目、5行目から9行目のうち、<u>2行目黒塗り部分の6文字目から8文字目、5行目から9行目</u> 	①③
7	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1 ページ目の「4 対応者」の下の行の注釈部分</u> ・1 ページ目の「5 概要」以下の1行目及び16行目のうち、「【】」<u>でくくられた部分</u> ・1 ページ目の「5 概要」以下の1行目のうち22文字目から31文字目、2行目から15行目、17行目から19行目、11行目に矢印で挿入した5文字のうち、<u>1行目の22文字目から31文字目、2、8、14及び15行目</u> ・3 ページ目の「5 概要」以下の7行目及び20行目のうち、「【】」<u>でくくられた部分</u> ・3 ページ目の「5 概要」以下の1行目から6行目、8行目から19行目、21行目から29行目のうち、<u>17行目、21行目黒塗り部分の6文字目から22行目の3文字目、22行目の33文字目から23行目</u> ・4 ページ目の「5 概要」以下の6行目及び19行目のうち「【】」<u>でくくられた部分のうち、6行目、19行目の【】でくくられた部分の3文字目から8文字目</u> ・4 ページ目の「5 概要」以下の1行目から5行目、7行目から18行目、20行目から30行目のうち、<u>29行目の3文字目から18文字目</u> 	④ ③ ②③ ③ ③ ③ ③
8	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>1 ページ目の「照会等の概要」の1行目、2行目</u> ・1 ページ目の「回答・処置等内容」の2行目から4行目、14行目、16行目のうち、<u>2行目黒塗り部分の1文字目から25文字目、4行目の4文字目から14文字目、14行目、16行目</u> ・2 ページ目の「回答・処置等内容」の1行目から4行目、9行 	① ⑤ ⑤

	目から 1 1 行目、1 5 行目、1 9 行目、2 0 行目のうち、 <u>1 行目</u> <u>黒塗り部分の 1 6 文字目から 4 行目</u>	
	・ 1 ページ目の「回答・処置等内容」の 6 行目から 1 2 行目、1 5 行目、1 7 行目、1 8 行目のうち、 <u>7 行目から 1 2 行目、1 5</u> <u>行目、1 7 行目、1 8 行目</u>	⑤
	・ 2 ページ目の「回答・処置等内容」の 5 行目から 7 行目、1 2 行目から 1 4 行目、1 6 行目から 1 8 行目のうち、 <u>5 行目から 7</u> <u>行目、1 6 行目黒塗り部分の 1 8 文字目から 1 7 行目</u>	⑤
9	・ <u>「照会等の件名」の右側</u>	①
	・ <u>「照会等の概要」の右側の 1 行目</u>	①
	・ 「回答・処置等内容」の 2 行目から 4 行目のうち、 <u>4 行目</u>	①
	・ <u>「回答・処置等内容」の 5 行目、7 行目、8 行目</u>	①⑥
1 0	・ 1 ページ目の上側の決裁欄の右側の 2 行目のうち、 <u>2 行目の 6</u> <u>文字目から 1 2 文字目</u>	①
	・ 1 ページ目の「1 日時 令和 6 年 2 月 1 5 日（木） 1 6 時頃」 の上の行のうち、 <u>1 2 文字目から 1 7 文字目</u>	①②
	・ 1 ページ目の「5 概要」以下の 1 行目、4 行目から 1 7 行目の うち、 <u>5 行目の 3 2 文字目から 3 6 文字目、6 行目、1 2 行目、</u> <u>1 3 行目の黒塗り部分の 1 文字目から 2 6 文字目、1 4 行目の 5</u> <u>文字目から 1 5 行目</u>	①②③
	・ 2 ページ目の表題の 1 行目のうち 1 8 文字目から 2 1 文字目の うち、 <u>2 0 及び 2 1 文字目</u>	①
	・ 2 ページ目のうち「埼玉県学事課高等学校担当の澁澤です。」 以下の 4 行のうち、 <u>3 及び 4 行目</u>	③
	・ 2 ページ目の「お話があったと、伝え聞いております。」と「よ ろしく願いいたします。」の間の 2 行のうち、 <u>1 行目の 1 5 文</u> <u>字目から 3 0 文字目、2 行目の 1 6 文字目から 2 9 文字目</u>	③

